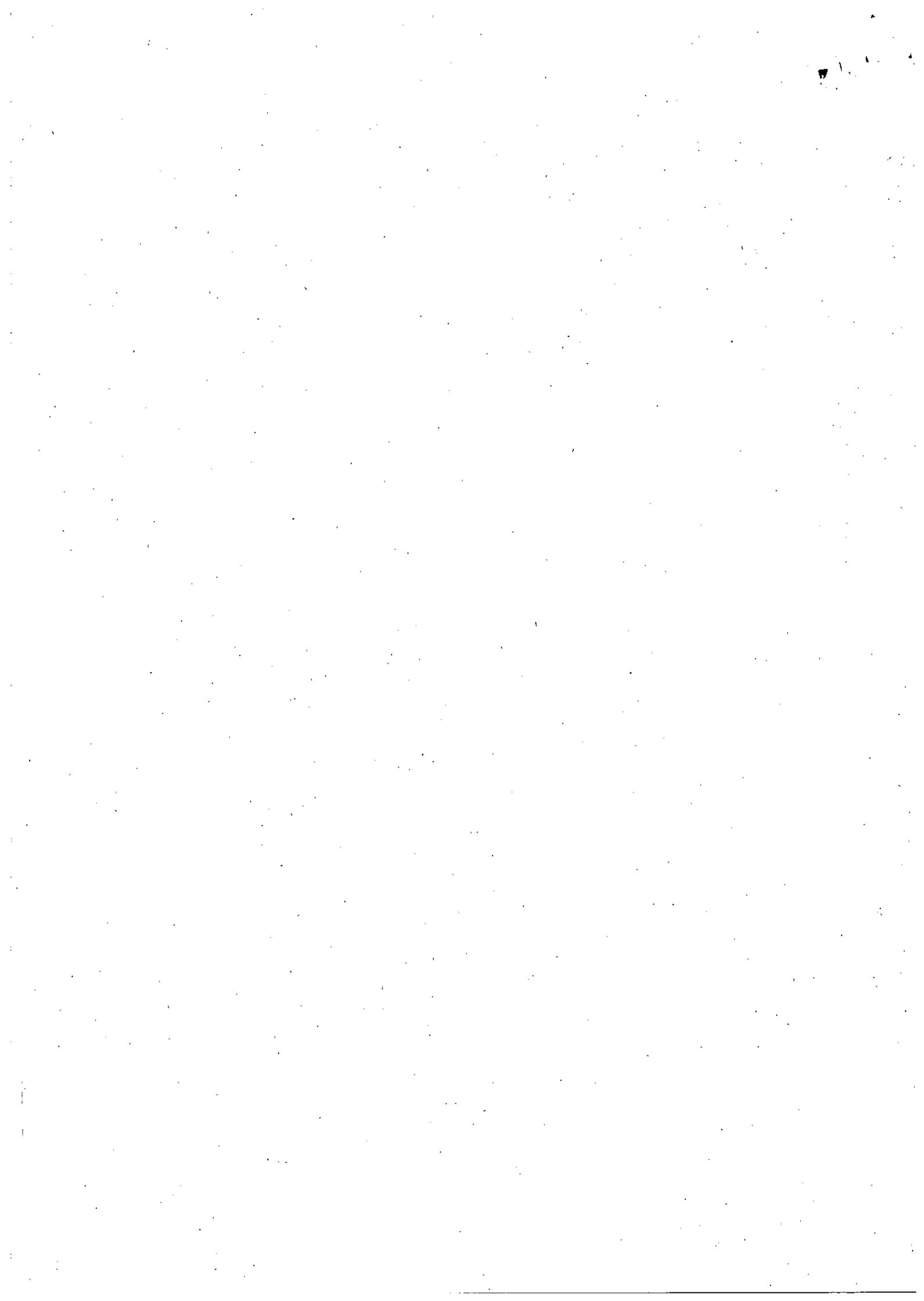


第55号議案

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例

目次

1	条例改正の概要	P 1
2	新旧対照表	P 7
	①長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例	P 7
	②長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例	P 41
	③長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に 関する基準等を定める条例	P 48
	④長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に 関する基準等を定める条例	P 60
	⑤長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準 等を定める条例	P 63
	⑥長崎市障害者支援施設の設備及び運営に 関する基準等を定める条例	P 66
	⑦長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例	P 71
	⑧長崎市児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準等を定める条例	P 89
	⑨長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例 等の一部を改正する条例	P 89
3	今後改正が予定されている条例	P 90



1 条例改正の概要

(1) 改正理由

厚生労働省令で定める、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されることに伴い、これに基づき定めている本市基準条例の見直しを行う必要があるため。

(2) 改正方針

「従うべき基準」については省令の基準に従い、「参酌すべき基準」については、本市においても必要な内容であるため、省令の基準の改正内容のとおり改正する。

(3) 改正する条例

- ①長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 4 号。以下「指定福祉基準」という。）
- ②長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 5 号。以下「指定支援基準」という。）
- ③長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 6 号。以下「福祉基準」という。）
- ④長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 7 号。以下「地域活動基準」という。）
- ⑤長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 8 号。以下「福祉ホーム基準」という。）
- ⑥長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 9 号。以下「支援基準」という。）
- ⑦長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年長崎市条例第 80 号。以下「指定通所基準」という。）
- ⑧長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 44 号。以下「児童基準」という。）
- ⑨長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成 30 年長崎市条例第 20 号。以下「経過措置」という。）

(4) 障害福祉サービス等の体系

者…障害者 児…障害児

		サービス名	サービス内容	条例	事業所数 R3.3.1時点
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	①	86
		重度訪問介護 者	重度肢体不自由者等で常時介護が必要な人に、自宅や医療機関等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援を総合的に提供する	①	81
		同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	①	43
		行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	①	9
		重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	①	-
	日中活動系	短期入所(ショートステイ) 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	①	31
		療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	①③	1
		生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する	①③	32
	施設系	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	②⑥ ⑨	9
	居住系	自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、1年間、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	①	2
		共同生活援助(グループホーム) 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	①	39
	訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) 者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	①③	1
		自立訓練(生活訓練) 者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	①③	4
		就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	①③	13

		サービス名	サービス内容	条例	事業所数 R3.3.1時点
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	訓練系・就労系	就労継続支援 者 (A型＝雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	①③	13
		就労継続支援 者 (B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	①③	46
		就労定着支援 者	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行う	①	5
	-	地域活動支援センター 者 児	障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等提供する施設で、地域の実情に応じ、市町村が創意工夫により柔軟な運用、事業を実施することができる	④	7
-	福祉ホーム 者	住居を求めている障害者を対象に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援の提供を行う	⑤	-	
児童福祉法	障害児通所系	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	⑦	37
		居宅訪問型児童発達支援 児	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行う	⑦	2
		医療型児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行う	⑦	1
		放課後等デイサービス 児	授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上の訓練、社会との交流促進などの支援を行う	⑦	76
		保育所等訪問支援 児	保育所等を訪問し、障害児に障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	⑦	23
	-	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他援助を行う	⑧	1

(5) 主な改正点 [該当条文は準用を除く]

(ア) 全体的に共通する内容 [児童基準、経過措置を除く]

改正内容		該当条文
【ハラスメント対策】 参酌すべき基準		
1	従業者の適正な就業環境を確保するため、事業者等に対し適切なハラスメント対策の実施を義務付ける。	①指定福祉基準 第34条第4項 ②指定支援基準 第47条第4項 ③福祉基準 第25条第4項 ④地域活動基準 第15条第2項 ⑤福祉ホーム基準 第13条第2項 ⑥支援基準 第37条第4項 ⑦指定通所基準 第39条第4項
【業務継続に向けた取組み】 従うべき基準		
2	感染症や災害が発生した場合、事業者等が必要なサービスを継続的に提供するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練の実施等を義務付ける。	①指定福祉基準 第34条の2 ②指定支援基準 第47条の2 ③福祉基準 第25条の2 ④地域活動基準 第16条の2 ⑤福祉ホーム基準 第14条の2 ⑥支援基準 第37条の2 ⑦指定通所基準 第39条の2
【非常災害対策】 参酌すべき基準		
3	災害対応は地域との連携が不可欠なため、事業者等は訓練の実施にあたり地域住民との連携に努める。	①指定福祉基準 第72条第3項 ②指定支援基準 第49条第3項 ③福祉基準 第8条第3項 ④地域活動基準 第5条第3項 ⑤福祉ホーム基準 第6条第3項 ⑥支援基準 第7条第3項 ⑦指定通所基準 第41条第3項
【感染症対策】 従うべき基準		
4	感染症の発生やまん延の予防等を徹底するため、事業者等は委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義務付ける。	①指定福祉基準 第35条第3項他 ②指定支援基準 第50条第2項 ③福祉基準 第27条第2項他 ④地域活動基準 第17条第2項 ⑤福祉ホーム基準 第15条第2項 ⑥支援基準 第39条第2項 ⑦指定通所基準 第42条第2項

改正内容		該当条文
【虐待防止対策】 従うべき基準		
5	利用者の虐待防止等のため、事業者等は担当者及び委員会を設置し、従業者に対する研修の実施を義務付ける。	①指定福祉基準 第41条の2 ②指定支援基準 第59条の2 ③福祉基準 第32条の2 ④地域活動基準 第20条の2 ⑤福祉ホーム基準 第18条の2 ⑥支援基準 第45条の2 ⑦指定通所基準 第46条第2項

(イ) 条例ごとで固有の内容 [経過措置を除く]

●指定福祉基準、指定支援基準、福祉基準、支援基準、指定通所基準

改正内容		該当条文
【身体拘束等の禁止】 従うべき基準		
1	身体拘束等の適正化を図るため次の措置を義務付ける。 ・委員会を定期的に関催 ・指針の整備 ・従業者への研修の実施	①指定福祉基準 第36条の2 ②指定支援基準 第53条第3項 ③福祉基準 第28条第3項 ⑥支援基準 第41条第3項 ⑦指定通所基準 第45条第3項

●指定福祉基準、指定支援基準、福祉基準、支援基準

改正内容		該当条文
【就労定着支援体制】 参酌すべき基準		
1	利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整に努める。 また、利用者に対する相談等の支援について、テレビ電話の利用等により行うことも可能とする。	①指定福祉基準 第87条の2第2項也 ②指定支援基準 第36条第3・4項 ③福祉基準 第44条の2第2項也 ⑥支援基準 第28条第3・4項

●指定福祉基準、福祉基準

改正内容		該当条文
【就労継続支援A型事業所における自己評価及び公表に関する事項】		参酌すべき基準
1	事業者等は自己評価を行い、結果の公表を義務付ける。	①指定福祉基準 第184条の3 ③福祉基準 第71条の3

●指定福祉基準、指定支援基準、福祉基準、支援基準、指定通所基準、児童基準

改正内容		該当条文
【従業者及び職員の要件】		従うべき基準
1	柔軟な福祉人材の確保を可能とするため、就労移行支援事業所に配置される就労支援員の常勤要件を削除する。	①指定福祉基準 第163条第5項 ②指定支援基準 第5条第20項 ③福祉基準 第63条第6項 ⑥支援基準 第11条第21項
	障害児への支援強化のため、従業者の資格要件を見直し、医療的ケアを必要とする障害児を受け入れる場合、看護職員の配置を義務付ける。	⑦指定通所基準 第6条第1～3項他
	母子生活支援施設の心理療法担当職員の資格要件に係る規定を、基準にあわせて見直す。	⑧児童基準 第26条第3項

(6) 施行日 令和3年4月1日

2 新旧対照表

分類	法的効果	基準の例
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	業務継続に向けた取組み 感染症対策 など
参酌すべき基準	十分に参照しなければならない基準	ハラスメント対策 非常災害対策 など

①長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 4 号）

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 32 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第 36 条第 1 項において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 34 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上</p>	<p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 32 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第 36 条において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 34 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第 34 条の 2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>（衛生管理等）</u></p> <p><u>第 35 条 [略]</u></p> <p><u>2 [略]</u></p> <p><u>3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p><u>（衛生管理等）</u></p> <p><u>第 35 条 [略]</u></p> <p><u>2 [略]</u></p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p>	
<p>（揭示）</p>	<p>（揭示）</p>
<p>第 36 条 [略]</p>	<p>第 36 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p>
<p><u>2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>（身体拘束等の禁止）</p> <p><u>第 36 条の 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底</u></p>	<p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	
<p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(準用)</p> <p>第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条</p>	<p>(準用)</p> <p>第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第1項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条第1項</u>」とあるのは「<u>第44条第1項</u>において準用する<u>第36条第1項</u>」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」とする。</p> <p>2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条第1項</u>」とあるのは「第44条第2項において準用する<u>第36条第1項</u>」とする。</p>	<p>第1項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条</u>」とあるのは「<u>第44条第1項</u>において準用する<u>第36条</u>」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」とする。</p> <p>2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条</u>」とあるのは「第44条第2項において準用する<u>第36条</u>」とする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第49条 第5条第1項及び第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、<u>第36条の2</u>及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とある</p>	<p>（準用）</p> <p>第49条 第5条第1項及び第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>のは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条第1項</u>」とあるのは「第49条第1項において準用する<u>第36条第1項</u>」とする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、<u>第36条の2</u>及び第44条を除く。）並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条第1項</u>」とあるのは「第49条第2項において準用する<u>第36条第1項</u>」と、前条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」とする。</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p>	<p>条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条</u>」とあるのは「第49条第1項において準用する<u>第36条</u>」とする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条</u>」とあるのは「第49条第2項において準用する<u>第36条</u>」と、前条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」とする。</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第 60 条 [略] 2～4 [略] 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6～10 [略]</p>	<p>第 60 条 [略] 2～4 [略] 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6～10 [略]</p>
<p>（運営規程） 第 69 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第 74 条第 1 項において「運営規程」という。</u>）を定めなければならない。 (1)～(10) [略]</p>	<p>（運営規程） 第 69 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第 74 条において「運営規程」という。</u>）を定めなければならない。 (1)～(10) [略]</p>
<p>（勤務体制の確保等） 第 70 条 [略] 2・3 [略] 4 指定療養介護事業者は、<u>適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（勤務体制の確保等） 第 70 条 [略] 2・3 [略] [新設]</p>
<p>（非常災害対策） 第 72 条 [略] 2 [略] 3 指定療養介護事業者は、<u>前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参</u></p>	<p>（非常災害対策） 第 72 条 [略] 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 [新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（衛生管理等） 第73条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、<u>当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p>	<p>（衛生管理等） 第73条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>（掲示） 第74条 [略]</p> <p>2 <u>指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	<p>（掲示） 第74条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p><u>（身体的拘束等の禁止）</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第 75 条 削除</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第 77 条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第 78 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 38 条（第 2 項を除く。）まで及び第 39 条から第 41 条の 2 まで及び第 43 条の 2 の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 69 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 56 条第 1 項」とする。</p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第 87 条の 2 [略]</p> <p>2 <u>指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受</u></p>	<p>第 75 条 <u>指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第 77 条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>第 75 条第 2 項に規定する身体的拘束等の記録</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第 78 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 37 条、第 38 条第 1 項、第 39 条から第 41 条まで及び第 43 条の 2 の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 69 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 56 条第 1 項」とする。</p> <p>（職場への定着のための支援の実施）</p> <p>第 87 条の 2 [略]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p>	
<p>（運営規程）</p> <p>第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条第1項において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p>
<p>（衛生管理等）</p> <p>第 92 条 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、<u>当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第 92 条 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>（掲示）</p>	<p>（掲示）</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第 94 条 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>第 94 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>[新設]</p>
<p>(準用)</p> <p>第 95 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条及び第 77 条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 91 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 84 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 84 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 95 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 95 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「第 60 条第 1 項」とあるのは「第 95 条において準用する第 60 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 95 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第</p>	<p>(準用)</p> <p>第 95 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで及び第 75 条から第 77 条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 91 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 84 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 84 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 95 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 95 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「第 60 条第 1 項」とあるのは「第 95 条において準用する第 60 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 95 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 90 条」と、同項第 4 号中「第</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第95条」とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第95条の5 第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2、第37条、第38条第2項、第39条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第79条、第81条及び前節（第85条第2項から第4項まで、第86条、第93条及び第95条を除く。）</u>の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第79条中「、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜」とあるのは「その他の便宜」とする。</p>	<p>75条第2項」とあるのは「<u>第95条において準用する第75条第2項</u>」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第95条」とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第95条の5 第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条、第38条第2項、第39条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第85条第2項から第4項まで、第86条、第93条及び第95条を除く。）</u>の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第79条中「、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜」とあるのは「その他の便宜」とする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第43条の2まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、<u>第94条第1項中「前条</u>」とあるのは「第110条において準用する前条」とする</p> <p>（準用）</p>	<p>（準用）</p> <p>第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第37条</u>から第43条の2まで、第62条、第68条、第70条、第72条、<u>第75条、第76条、第89条及び第92条</u>から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、<u>第94条中「前条</u>」とあるのは「第110条において準用する前条」とする</p> <p>（準用）</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第110条の4 第10条、第12条、第14条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第34条の2、第36条の2、第37条、第38条第2項、第39条から第43条の2まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）</u>の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</p>	<p>第110条の4 第10条、第12条、第14条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条、第38条第2項、第39条から第43条の2まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）</u>の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</p>
<p>（準用）</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第34条（第1項及び第2項を除く。）</u>から第43条の2まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」とする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第35条から第43条の2まで及び第68条</u>の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」とする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146</u></p>	<p>（準用）</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第149条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」とする。</p>	<p>項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第149条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」とする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第149条の4 第10条から第12条まで、第14条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2、第37条、第38条第2項、第39条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第81条、第87条の2から第92条まで、第94条、第142条及び前節（第147条第1項及び第2項、第148条並びに第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p>	<p>（準用）</p> <p>第149条の4 第10条から第12条まで、第14条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条、第38条第2項、第39条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第92条まで、第94条、第142条及び前節（第147条第1項及び第2項、第148条並びに第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（記録の整備）</p> <p>第158条 [略]</p> <p>2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第36条の2第2項</u>に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第158条 [略]</p> <p>2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第75条第2項</u>に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>(5)・(6) [略]</p>
<p>（準用）</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「<u>第94条第1項</u>」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは</p>	<p>（準用）</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条、第76条、第87条の2</u>から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「<u>第94条</u>」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、<u>第94条</u>中「前条」とあるのは「第159条において準用する</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>「第 159 条において準用する前条」とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第 159 条の 4 第 10 条から第 12 条まで、第 14 条から第 19 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2、第 36 条の 2、第 37 条、第 38 条第 2 項、第 39 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 52 条、第 59 条から第 61 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 81 条、第 87 条の 2 から第 92 条まで、第 94 条、第 147 条第 3 項及び第 4 項、第 152 条並びに前節（第 159 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</u></p> <p>（従業者の員数）</p>	<p>前条」とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第 159 条の 4 第 10 条から第 12 条まで、第 14 条から第 19 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条、第 38 条第 2 項、第 39 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 52 条、第 59 条から第 61 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 75 条、第 76 条、第 81 条、第 87 条の 2 から第 92 条まで、第 94 条、第 147 条第 3 項及び第 4 項、第 152 条並びに前節（第 159 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</u></p> <p>（従業者の員数）</p>
<p>第 163 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>5 [略]</p>	<p>第 163 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>第 1 項第 2 号の就労支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>6 [略]</p>
<p>（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）</p> <p>第 164 条 [略]</p> <p>2 前項各号の従業者及びその員数については、前条第 2 項から<u>第 5 項までの規定を準用する</u></p>	<p>（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）</p> <p>第 164 条 [略]</p> <p>2 前項各号の従業者及びその員数については、前条第 2 項から<u>第 4 項まで及び第 6 項の規定を準用する。</u></p>
<p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第 170 条 [略]</p> <p>2 <u>指定就労移行支援事業者は、利用者が、第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなけれ</u></p>	<p>（職場への定着のための支援の実施）</p> <p>第 170 条 [略]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>ばならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条、第77条</u>、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第172条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「<u>第94条第1項</u>」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第</p>	<p>（準用）</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条</u>まで、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第172条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号中「<u>第75条第2項</u>」とあるのは「<u>第172条において準用する第75条第2項</u>」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「<u>第94条</u>」とあるのは「第172条において準</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者）」とする。</p>	<p>用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者）」とする。</p>
<p>（職場への定着のための支援等の実施） 第183条 [略] 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、<u>第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p>	<p>（職場への定着のための支援等の実施） 第183条 [略] [新設]</p>
<p>（厚生労働大臣が定める事項の評価等） 第184条の3 <u>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>（準用） 第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62</u></p>	<p>（準用） 第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、<u>第 76 条、第 77 条、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 171 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 184 条の 2」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「第 60 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 60 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 185 条において準用する第 90 条」と、<u>同項第 4 号から第 6 号まで中「次条」とあるのは「第 185 条」と、第 94 条第 1 項中「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」とする。</u></u></p> <p>（準用）</p> <p>第 190 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2、第 36 条の 2</u>から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条ま</p>	<p>第 70 条から第 72 条まで、<u>第 75 条から第 77 条まで、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 171 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 184 条の 2」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「第 60 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 60 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 185 条において準用する第 90 条」と、<u>同項第 4 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 185 条」と、第 94 条中「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」とする。</u></u></p> <p>（準用）</p> <p>第 190 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条から第</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>で、<u>第 76 条、第 77 条、第 86 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 181 条から第 183 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。</u>この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 91 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 2 項及び第 3 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 190 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「第 60 条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 60 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 90 条」と、<u>同項第 4 号から第 6 号まで中「次条」とあるのは「第 190 条」と、第 91 条中「第 94 条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 94 条第 1 項」と、第 94 条第 1 項中「前条」とあるのは「第 190 条において準用する前条」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 190 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」とする。</u></p>	<p><u>77 条まで、第 86 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 181 条から第 183 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。</u>この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 91 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 2 項及び第 3 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 190 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「第 60 条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 60 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 90 条」と、<u>同項第 4 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 190 条」と、第 91 条中「第 94 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 94 条」と、第 94 条中「前条」とあるのは「第 190 条において準用する前条」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 190 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」とする。</u></p>
(準用)	(準用)

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第194条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」</p>	<p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、<u>第75条</u>から<u>第77条</u>まで、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第194条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、<u>同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する第75条第2項」と</u>、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第181条第1項中</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>とあるのは「<u>基準該当就労継続支援 B 型計画</u>」とする。</p>	<p>「第 185 条」とあるのは「第 194 条」と、「<u>就労継続支援 A 型計画</u>」とあるのは「<u>基準該当就労継続支援 B 型計画</u>」とする。</p>
<p>（職場への定着のための<u>支援等の実施</u>）</p>	<p>（職場への定着のための<u>支援の実施</u>）</p>
<p>第 194 条の 8 [略]</p>	<p>第 194 条の 8 [略]</p>
<p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して、次の各号に定める期間の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、前項の支援を提供しなければならない。</p>	<p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して、次の各号に定める期間の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、前項の支援を提供しなければならない。</p>
<p>(1) 就労定着支援の提供を開始した日から 1 月以内 次のとおりとする。</p>	<p>(1) 就労定着支援の提供を開始した日から 1 月以内 次のとおりとする。</p>
<p>ア 1 回以上、当該利用者に対して<u>対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法</u>により行うとともに、1 回以上、当該利用者に対して電話等により行うよう努めること。</p>	<p>ア 1 回以上、当該利用者に対して対面により行うとともに、1 回以上、当該利用者に対して電話等により行うよう努めること。</p>
<p>イ 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めるとともに、1 回以上、当該事業主に対し電話等により当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p>	<p>イ 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めるとともに、1 回以上、当該事業主に対し電話等により当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p>
<p>(2) 前号の期間以外の期間 1 月に 1 回以上、当該利用者に対して<u>対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法</u>により行うとともに、1 月に 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p>	<p>(2) 前号の期間以外の期間 1 月に 1 回以上、当該利用者に対して対面により行うとともに、1 月に 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第 194 条の 12 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 36 条まで、<u>第 37 条から第 42 条まで</u>、第 43 条の 2、第 59 条、第 60 条、第 62 条及び第 68 条の規定は、指定就労定着支援の事業について準</p>	<p>第 194 条の 12 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 59 条、第 60 条、第 62 条及び第 68 条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 10」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 12 において準用する次条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 194 条の 12 において準用する第 22 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 12 において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」とする。</p>	<p>第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 10」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 12 において準用する次条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 194 条の 12 において準用する第 22 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 12 において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」とする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第 194 条の 20 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 194 条の 6、第 194 条の 10 及び第 194 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する第 194 条の 10」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する次条第 1 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」とする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第 194 条の 20 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 194 条の 6、第 194 条の 10 及び第 194 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する第 194 条の 10」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する次条第 1 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」とする。</p>
<p>（従業者の員数）</p> <p>第 196 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項各号に掲げる指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第 196 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項各号に掲げる指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 200 条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 200 条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>（準用）</p> <p>第 201 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 76 条、第 77 条、第 90 条、第 92 条、第 94 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</u>この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 199 条の 3」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「第 60 条第 1 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 60 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 55 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号まで中「次条」とあるのは「第 201 条」と、<u>第 94 条第 1 項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第 200 条の 4 第 1 項の協力</u></p>	<p>（準用）</p> <p>第 201 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</u>この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 199 条の 3」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「第 60 条第 1 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 60 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 55 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条において準用する第 90 条」と、<u>同項第 4 号中「第 75 条第 2 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 75 条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 201 条」と、第 94 条</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。」とする。</p>	<p>中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。」とする。</p>
<p>（従業者の員数）</p> <p>第201条の4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第201条の4 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>（準用）</p> <p>第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の</p>	<p>（準用）</p> <p>第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業につい</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」とする。</p>	<p>て準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」とする。</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（従業者の員数）</p> <p>第 201 条の 14 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項各号に掲げる外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第 201 条の 14 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項各号に掲げる外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 201 条 21 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 201 条 21 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>（準用）</p> <p>第 201 条 22 第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 34 条の 2、第 36 条の 2</u>から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、<u>第 76 条、第 77 条</u>、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 199 条の 2 まで及び第 200 条の 2 から第 200 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第</p>	<p>（準用）</p> <p>第 201 条 22 第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、<u>第 37 条</u>から第 42 条まで、第 43 条の 2、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、<u>第 75 条</u>から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 199 条の 2 まで及び第 200 条の 2 から第 200 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 22 において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条中「療</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」とする。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p>	<p>養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」とする。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p>
<p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定</p>	<p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所（指定就労継続支援 B 型事業者が指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 70 条第 1 項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 80 条第 6 項、第 143 条第 6 項及び第 7 項、第 153 条第 6 項、第 163 条第 4 項並びに第 174 条第 4 項（第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1 人以上の者を常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第 80 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 143 条第 1 項第 2 号及び第 8 項、第 153 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 163 条第 1 項第 3 号及び第 5 項並びに第 174 条第 1 項第 2 号及び第 5 項（同号及び同項の規定を第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべ</p>	<p>就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所（指定就労継続支援 B 型事業者が指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第 70 条第 1 項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 80 条第 6 項、第 143 条第 6 項及び第 7 項、第 153 条第 6 項、第 163 条第 4 項及び第 5 項並びに第 174 条第 4 項（第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1 人以上の者を常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第 80 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 143 条第 1 項第 2 号及び第 8 項、第 153 条第 1 項第 3 号及び第 7 項、第 163 条第 1 項第 3 号及び第 6 項並びに第 174 条第 1 項第 2 号及び第 5 項（同号及び同項の規定を第 187 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべ</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>きものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>きものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>(準用)</p> <p>第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第43条の2、第59条から<u>第62条</u>まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条</u>、第77条、第83条、<u>第88条</u>から<u>第90条</u>まで、第91条（第10号を除く。）及び<u>第92条</u>から<u>第94条</u>までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次</p>	<p>(準用)</p> <p>第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第43条の2、第59条から<u>第61条</u>まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条、第91条（第10号を除く。）及び<u>第94条</u>の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項において準用する次条第1</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」とする。</p>	<p>項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第94条中「前条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」とする。</p>
<p>2 第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）、第86条及び第87条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特</p>	<p>2 第62条、第75条、第76条、第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）、第86条から第90条まで、第92条及び第93条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>定基準該当障害福祉サービス事業所」とする。</p> <p>3 第142条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）及び第148条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第142条中「自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とする。</p> <p>4 第147条（第3項を除く。）、第148</p>	<p>第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項及び第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とする。</p> <p>3 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第142条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）及び第148条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第142条中「自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とする。</p> <p>4 第62条、第75条、第76条、第88条</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>条第2項、第152条及び第157条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第152条中「自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」とする。</p>	<p>から第90条まで、第92条、第93条、第147条（第3項を除く。）、第148条第2項、第152条及び第157条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、<u>第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第152条中「自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」とする。</u></p>
<p>5 第86条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）、第181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181</p>	<p>5 <u>第62条、第75条、第76条、第86条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）、第181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、<u>第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とある</u></u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>条第1項中「第185条」とあるのは「第210条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」とする。</p>	<p>のは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第210条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」とする。</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）</p> <p>7 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重</p>	<p>（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）</p> <p>7 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>8 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[以下略]</p>	<p>度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>8 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[以下略]</p>

②長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第5号）

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（指定障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、<u>研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 指定障害者支援施設は、生活介護を行う場合にあつては、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め</p>	<p>（指定障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 指定障害者支援施設は、生活介護を行う場合にあつては、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定め</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>る員数の従業者を置かなければならない。</p> <p>2～19 [略] [削る]</p> <p>20～22 [略]</p> <p>23 第 21 項第 2 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>24～26 [略]</p> <p>27 第 1 項、第 6 項、第 12 項、第 17 項、第 18 項、<u>第 21 項及び第 25 項</u>の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>28 第 1 項、第 3 項、第 6 項から第 8 項まで、第 12 項、第 14 項、第 17 項、第 18 項、<u>第 21 項及び第 24 項</u>に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援 B 型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>る員数の従業者を置かなければならない。</p> <p>2～19 [略]</p> <p>20 <u>第 17 項第 2 号の就労支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>21～23 [略]</p> <p>24 第 22 項第 2 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>25～27 [略]</p> <p>28 第 1 項、第 6 項、第 12 項、第 17 項、第 18 項、<u>第 22 項及び第 26 項</u>の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>29 第 1 項、第 3 項、第 6 項から第 8 項まで、第 12 項、第 14 項、第 17 項、第 18 項、<u>第 22 項及び第 25 項</u>に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援 B 型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）</p> <p>第 7 条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は、第 5 条第 4 項、第 9 項、第 10 項、第 15 項、第 19 項（第 18 項第 1 号に係る部分を除く。）<u>及び第 22 項</u>の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1 人以上は、常勤</p>	<p>（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）</p> <p>第 7 条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は、第 5 条第 4 項、第 9 項、第 10 項、第 15 項、第 19 項（第 18 項第 1 号に係る部分を除く。）<u>、第 20 項及び第 23 項</u>の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1 人以</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>でなければならないとすることができる。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第3号、第5項、第6項第2号、第11項、第12項第2号、第16項、第17項第3号、第18項第2号、<u>第20項、第21項第2号及び第23項</u>の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第3号、第5項、第6項第2号、第11項、第12項第2号、第16項、第17項第3号、第18項第2号、<u>第21項、第22項第2号及び第24項</u>の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第4号）<u>第36条第3項</u>において「<u>指定障害福祉サービス基準条例</u>」<u>という。</u>）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第</p>	<p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第4号）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第 153 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第 163 条第 1 項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援 B 型事業者（同条例第 189 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 B 型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>153 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第 163 条第 1 項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援 B 型事業者（同条例第 189 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 B 型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第 27 条 [略] 2～4 [略] 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第 27 条 [略] 2～4 [略] 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p>6～10 [略]</p>	<p>6～10 [略]</p>
<p>（職場への定着のための支援等の実施） 第 36 条 [略] 2 [略] 3 <u>指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第 1 項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準</u></p>	<p>（職場への定着のための支援の実施） 第 36 条 [略] 2 [略] [新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>条例第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第 2 項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 46 条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第 52 条第 1 項において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 47 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第 47 条の 2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>[新設]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 46 条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第 52 条において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 47 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>2 <u>指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p>（非常災害対策）</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	
<p>（衛生管理等）</p> <p>第 50 条 [略]</p> <p>2 <u>指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>（非常災害対策）</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第 50 条 [略]</p> <p>2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（掲示）</p> <p>第 52 条 [略]</p> <p>2 <u>指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	<p>（掲示）</p> <p>第 52 条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>[新設]</p>
<p>（身体拘束等の禁止）</p> <p>第 53 条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>	<p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p>第 53 条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>(3) <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>（虐待の防止）</p> <p>第 59 条の 2 <u>指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第 61 条 [略]</p> <p>2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第 53 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>[以下略]</p>	<p>[新設]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第 61 条 [略]</p> <p>2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第 53 条第 2 項に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>[以下略]</p>

③長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 6 号）

条例（改正案）	条例（現行）
<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 療養介護（第 4 条—<u>第 32 条の 3</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 療養介護（第 4 条—<u>第 32 条の 2</u>）</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第3章～第10章 [略] 附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則） 第3条 [略] 2 [略] 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（非常災害対策） 第8条 [略] 2 [略] 3 <u>療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（記録の整備） 第9条 [略] 2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) [略] (2) 第28条第2項に規定する身体的拘束等の記録 (3)・(4) [略]</p> <p>（療養介護計画の作成等） 第17条 [略] 2～4 [略] 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して</p>	<p>第3章～第10章 [略] 附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則） 第3条 [略] 2 [略] 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>（非常災害対策） 第8条 [略] 2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 [新設]</p> <p>（記録の整備） 第9条 [略] 2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) [略] (2) 第28条第2項に規定する<u>身体的拘束等の記録</u> (3)・(4) [略]</p> <p>（療養介護計画の作成等） 第17条 [略] 2～4 [略] 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p>6～10 [略]</p>	<p>6～10 [略]</p>
<p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p>
<p>第25条 [略]</p>	<p>第25条 [略]</p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>4 <u>療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>（業務継続計画の策定等）</p>	<p>[新設]</p>
<p>第25条の2 <u>療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>2 <u>療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p>（衛生管理等）</p>	<p>（衛生管理等）</p>
<p>第27条 [略]</p>	<p>第27条 [略]</p>
<p>2 <u>療養介護事業者は、当該療養介護事業</u></p>	<p>2 <u>療養介護事業者は、療養介護事業所に</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p>	<p>において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>（身体拘束等の禁止）</p> <p>第28条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を</u></p>	<p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p>第28条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	
<p><u>（虐待の防止）</u></p> <p><u>第 32 条の 2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	[新設]
<p>第 32 条の 3 [略]</p>	<p>第 32 条の 2 [略]</p>
<p><u>（職場への定着のための支援等の実施）</u></p> <p>第 44 条の 2 [略]</p> <p>2 <u>生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 4 号）第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整</u></p>	<p><u>（職場への定着のための支援の実施）</u></p> <p>第 44 条の 2 [略]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>に努めなければならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 生活介護事業者は、<u>当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>（準用）</p> <p>第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から<u>第32条の3</u>までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と、第16</p>	<p>（準用）</p> <p>第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から<u>第32条の2</u>までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と、第16</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」とする。</p>	<p>条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」とする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の3まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」とする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」とする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の3まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第</p>	<p>（準用）</p> <p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」とする。</p>	<p>54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」とする。</p>
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第63条 [略] 2～5 [略] [削る] 6 [略]</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第63条 [略] 2～5 [略] 6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 7 [略]</p>
<p>（認定就労移行支援事業所の職員の員数）</p> <p>第64条 [略] 2 前項各号に掲げる職員及びその員数については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。</p>	<p>（認定就労移行支援事業所の職員の員数）</p> <p>第64条 [略] 2 前項各号に掲げる職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。</p>
<p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第67条 [略]</p>	<p>（職場への定着のための支援の実施）</p> <p>第67条 [略]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第 69 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 3 まで、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条から第 49 条まで及び第 53 条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 17 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第 2 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 4 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 69 条において準用する次条第 1 項」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第 18 条中「前条」とあるのは「第 69 条において準用する前条」と、第 37 条ただし書及び第 40 条第 1 項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」とする。</p> <p>（厚生労働大臣が定める事項の評価等）</p> <p><u>第 71 条の 3 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむ</u></p>	<p>[新設]</p> <p>（準用）</p> <p>第 69 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条から第 49 条まで及び第 53 条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 17 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第 2 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 4 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 69 条において準用する次条第 1 項」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第 18 条中「前条」とあるのは「第 69 条において準用する前条」と、第 37 条ただし書及び第 40 条第 1 項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」とする。</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>ね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>	
<p>（職場への定着のための支援等の実施） 第 82 条 [略] 2 <u>就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p>	<p>（職場への定着のための支援等の実施） 第 82 条 [略] [新設]</p>
<p>（準用） 第 84 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 3 まで、第 34 条、第 41 条、第 45 条から第 49 条まで及び第 53 条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 84 条において準用する第 17 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 84 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 84 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 4 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 84 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 84 条において準用する次条第 1 項」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 18 条中「前</p>	<p>（準用） 第 84 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条、第 41 条、第 45 条から第 49 条まで及び第 53 条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 84 条において準用する第 17 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 84 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 84 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 4 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 84 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 84 条において準用する次条第 1 項」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 18 条中「前</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>条」とあるのは「第 84 条において準用する前条」とする。</p>	<p>条」とあるのは「第 84 条において準用する前条」とする。</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第 87 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 3 まで、第 34 条、第 36 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 45 条から第 49 条まで、第 53 条、第 71 条、第 73 条から第 75 条まで及び第 80 条から第 82 条までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 87 条において準用する第 17 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 87 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 87 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 4 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 87 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 87 条において準用する次条第 1 項」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 18 条中「前条」とあるのは「第 87 条において準用する前条」と、第 80 条第 1 項中「第 84 条」とあるのは「第 87 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」とする。</p>	<p>第 87 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条、第 36 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 45 条から第 49 条まで、第 53 条、第 71 条、第 73 条から第 75 条まで及び第 80 条から第 82 条までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 87 条において準用する第 17 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 87 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 87 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 4 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 87 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 87 条において準用する次条第 1 項」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 18 条中「前条」とあるのは「第 87 条において準用する前条」と、第 80 条第 1 項中「第 84 条」とあるのは「第 87 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」とする。</p>
<p>（職員の員数等の特例）</p>	<p>（職員の員数等の特例）</p>
<p>第 89 条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が 20 人未満である場合は、第 39 条第 7 項、第 52 条</p>	<p>第 89 条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が 20 人未満である場合は、第 39 条第 7 項、第 52 条</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項並びに第74条第5項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（<u>指定通所支援基準条例第6条第1項第2号</u>に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び<u>第6項</u>並びに第74条第1項第3号及び第6項（同号及び同項の規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>[以下略]</p>	<p>第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項<u>及び第6項</u>並びに第74条第5項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（<u>長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）第79条第1項</u>に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び<u>第7項</u>並びに第74条第1項第3号及び第6項（同号及び同項の規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>[以下略]</p>

④長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 7 号）

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（基本方針）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>センターは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第 19 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第 20 条第 2 項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採つた処置の記録</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 15 条 <u>センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p>2 センターは、当該センターの職員によ</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第 18 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第 19 条第 2 項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採つた処置の記録</u></p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>つてサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（定員の遵守） 第16条 [略]</p>	<p>（定員の遵守） 第15条 [略]</p>
<p>（業務継続計画の策定等） 第16条の2 <u>センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>（衛生管理等） 第17条 [略] 2 センターは、<u>当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延し</u></p>	<p>（衛生管理等） 第16条 [略] 2 センターは、<u>センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しない</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>ないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第20条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p>	<p>ように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>第18条～20条 [略]</p> <p>(虐待の防止)</p>	<p>第17条～19条 [略]</p>
<p>第20条の2 <u>センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>第21条・22条 [略]</p>	<p>第20条・21条 [略]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
[以下略]	[以下略]

⑤長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長崎市条例第8号）

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（基本方針）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第17条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第18条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採つた処置の記録</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p><u>第13条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の</u></p>	<p>（基本方針）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第17条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採つた処置の記録</u></p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によつてサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>4 <u>福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（定員の遵守） 第14条 [略]</p>	<p>（定員の遵守） 第13条 [略]</p>
<p>（業務継続計画の策定等）</p> <p><u>第14条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>（衛生管理等）</p>	<p>[新設]</p> <p>（衛生管理等）</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第 15 条 [略]</p> <p>2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第 18 条の 2 第 1 号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>第 14 条 [略]</p> <p>2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>第 16 条～18 条 [略]</p> <p>（虐待の防止）</p> <p>第 18 条の 2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>第 15 条～17 条 [略]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
第 19 条・20 条 [略]	第 18 条・19 条 [略]
[以下略]	[以下略]

⑥長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 9 号）

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、<u>研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第 41 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（職員の配置の基準）</p>	<p>（障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 [新設]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第 41 条第 2 項に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（職員の配置の基準）</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第11条 障害者支援施設は、施設長 1 人を置かなければならない。</p> <p>2～20 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>21～23 [略]</p> <p>24 第 22 項第 2 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>25～27 [略]</p> <p>28 第 2 項、第 7 項、第 13 項、第 18 項、第 19 項、<u>第 22 項及び第 26 項</u>の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに事業を開始する場合は、推定数とする。</p> <p>29 第 2 項、第 4 項、第 7 項から第 9 項まで、第 13 項、第 15 項、第 18 項、第 19 項、<u>第 22 項及び第 25 項</u>に規定する障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援 B 型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>30 [略]</p>	<p>第11条 障害者支援施設は、施設長 1 人を置かなければならない。</p> <p>2～20 [略]</p> <p>21 <u>第 18 項第 2 号の就労支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>22～24 [略]</p> <p>25 <u>第 23 項第 2 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>26～28 [略]</p> <p>29 第 2 項、第 7 項、第 13 項、第 18 項、第 19 項、<u>第 23 項及び第 27 項</u>の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに事業を開始する場合は、推定数とする。</p> <p>30 第 2 項、第 4 項、第 7 項から第 9 項まで、第 13 項、第 15 項、第 18 項、第 19 項、<u>第 23 項及び第 26 項</u>に規定する障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援 B 型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>31 [略]</p>
<p>（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）</p> <p>第 12 条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は、前条第 5 項、第 10 項、第 11 項、第 16 項、第 20 項（第 19 項第 1 号に係る部分を除く。）<u>及び第 23 項</u>の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除</p>	<p>（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）</p> <p>第 12 条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は、前条第 5 項、第 10 項、第 11 項、第 16 項、第 20 項（第 19 項第 1 号に係る部分を除く。）<u>、第 21 項及び第 24 項</u>の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第2項第3号、第6項、第7項第2号、第12項、第13項第2号、第17項、第18項第3号、第19項第2号、<u>第21項、第22項第2号及び第24項の規定にかかわらず</u>、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第2項第3号、第6項、第7項第2号、第12項、第13項第2号、第17項、第18項第3号、第19項第2号、<u>第22項、第23項第2号及び第25項の規定にかかわらず</u>、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）</u>を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 [略]</p>	<p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 [略]</p>
<p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（長崎市指定障害福祉サービスの</u></p>	<p>(職場への定着のための支援の実施)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 4 号）第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第 1 項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第 2 項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p>
<p>第 37 条 [略]</p>	<p>第 37 条 [略]</p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>4 <u>障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>（業務継続計画の策定等）</p>	
<p><u>第 37 条の 2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>（衛生管理等）</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>（身体拘束等の禁止）</p> <p>第41条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、</p>	<p>（身体的拘束等の禁止）</p> <p>第41条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>[新設]</p>
<p>(虐待の防止)</p> <p>第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>[新設]</p>
<p>[以下略]</p>	<p>[以下略]</p>

⑦長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
（令和元年長崎市条例第80号）

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原</p>	<p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>則）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>則）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。</p>
<p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）<u>又は保育士</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員<u>又は</u>保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）<u>、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第81条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第81条において同じ。）を行う場合</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会</p>	<p>供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第81条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第81条において同じ。）を行う場合</u></p> <p><u>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第81条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u></p> <p><u>4 第1項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護職員 1以上</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士</u></p>	<p>[新設]</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</u> 1以上</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 第1項第1号の児童指導員、保育士又</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 <u>第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>8 [略]</p>	<p>は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 <u>第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>7 [略]</p>
<p>第7条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) <u>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p>(2) <u>当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u></p> <p>(3) <u>当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p>	<p>第7条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。<u>この場合において、当該機能訓練担当職員の数</u>を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>3 <u>前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。</u>この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数</u></p> <p>5 <u>第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。</u>この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>6 <u>第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>7 <u>第1項第2号ア及び第4項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は</u></p>	<p>[新設]</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。</u>この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>4 <u>第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。</u>この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>5 <u>第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8 第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>
<p>（児童発達支援計画の作成等）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 [略]</p>	<p>（児童発達支援計画の作成等）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 [略]</p>
<p>（運営規程）</p> <p>第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p>
<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>4 <u>指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（業務継続計画の策定等）</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>（非常災害対策）</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p>（非常災害対策）</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>[新設]</p>
<p>（衛生管理等）</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、当該指定</u></p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、指定児童</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p>	<p>発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>(掲示)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>[新設]</p>
<p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、</p>	<p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、<u>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p>	<p>身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、<u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所に</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所に</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）</u>に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>	<p>において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、<u>学校教育法</u>に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>
<p>（従業者の員数）</p>	<p>（従業者の員数）</p>
<p>第62条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>第62条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p style="text-align: center;">（準用）</p> <p>第79条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条から第57条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第77条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第74条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、<u>同項</u>第3号中「第36条」とあるのは「第76条」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（従業者の員数）</p>	<p style="text-align: center;">（準用）</p> <p>第79条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条から第57条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第77条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第74条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、<u>第55条第2項</u>第3号中「第36条」とあるのは「第76条」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（従業者の員数）</p>
<p>第81条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童指導員又は保育士</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児</p>	<p>第81条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイ</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) <u>医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p>(2) <u>当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u></p> <p>(3) <u>当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p> <p>3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を</p>	<p>サービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を見守員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p><u>置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>7 <u>第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>8 [略]</p>	<p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>6 <u>第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>7 [略]</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第88条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 基準該当放</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第88条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サ</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[削る]</p>	<p><u>一</u> <u>サービス経験者</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第93条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有するものと認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第93条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有するものと認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>でなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>（準用）</p> <p>第99条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、<u>39条の2</u>、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第57条及び第78条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第98条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第97条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第97条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第99条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第57条及び第78条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第98条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第97条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第97条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第104条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、<u>第39条の2</u>、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第57条、第78条及び第96条から第98条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第104条において準用する第98条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23</p>	<p>（準用）</p> <p>第104条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第57条、第78条及び第96条から第98条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第104条において準用する第98条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>条第2項中「次条」とあるのは「第104条において準用する第97条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第104条において準用する第97条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、<u>第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>条」とあるのは「第104条において準用する第97条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第104条において準用する第97条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、<u>第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>（従業者の員数に関する特例）</p>	<p>（従業者の員数に関する特例）</p>
<p><u>第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第3項及び第6項を除く。）、第70条、第81条第1項から第3項まで及び第5項、第93条第1項並びに第101条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条</u></p>	<p><u>第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第70条、第81条第1項、第2項及び第4項、第93条第1項並びに第101条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中</u></p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第70条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第81条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と</u>、第93条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第101条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、<u>第6条第6項及び第81条第6項の規定にかかわらず</u>、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>[以下略]</p>	<p>「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、<u>同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と</u>、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第70条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第81条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と</u>、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第93条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第101条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、<u>第6条第5項及び第81条第5項の規定にかかわらず</u>、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>[以下略]</p>

⑧長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 44 号）

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（職員）</p> <p>第 26 条 母子生活支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>[以下略]</p>	<p>（職員）</p> <p>第 26 条 母子生活支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>[以下略]</p>

⑨長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成 30 年長崎市条例第 20 号）

条例（改正案）	条例（現行）
<p>（経過措置）</p> <p>3 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 6 条及び第 10 条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設については、第 2 条の規定による改正後の長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 5 条及び第 9 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>[以下略]</p>	<p>（経過措置）</p> <p>3 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 6 条及び第 10 条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設については、第 2 条の規定による改正後の長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 5 条及び第 9 条の規定にかかわらず、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>[以下略]</p>

3 今後改正が予定されている条例

- ⑦長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年12月26日条例第80号）に規定する内容について、追加の基準省令改正が予定されており、正式に公布されたのち条例改正を行うもの。

(1) 主な改正点

	改正内容	該当条文
1	指定児童発達支援や指定放課後等デイサービスの事業等を併せて行う場合、多機能型事業所として人員や設備の基準において特例の適用を受けることができるが、「多機能型事業所」と読み替えるための規定が一部漏れていたため、所要の整備を行うもの。	指定通所基準 第105条第1項

(2) 施行日 令和3年4月1日